

## 第1章 はじめに

筆者は、高校生の頃から大学通信教育<sup>1</sup>に興味があり、個人的なレベルではあるが、20年以上に渡り様々な大学通信教育の制度を研究してきた。そして、今までに法政大学、慶應義塾大学、放送大学、東洋大学、日本福祉大学の5つの大学通信教育を経験し、このうち、単位を実際に修得できたのは慶應義塾大学、放送大学、日本福祉大学の3大学で、卒業に至ったのはこのうち放送大学だけである。そしてその放送大学については3回の卒業経験がある。

筆者はこのような経験を踏まえ、通信教育という大学教育の特殊な形について、活用のしかたを日々模索している。例えば、インターネット上で単位の修得が完結できる「eラーニング」といったオンデマンド配信やウェブカメラによるチャット機能を駆使した指導方法を採用している大学、そして国家資格や検定試験の成績を以て既修得単位に振り替える大学、通信制でありながら様々な国家資格を取得できる大学など、個性的な性格を持った大学も増えてきたことから、筆者自身も学習意欲が刺激され、ますます興味を持つようになった。

こうした様々な取り組みがなされている中で、大学通信教育に見られる特有の制度のうち、筆者は「特修生」という制度について、大いに興味を持った。特修生制度は、高等学校卒業や高等学校卒業程度認定試験高卒資格に合格していない者が、大学通信教育の科目等履修生に在籍し、所定の単位を修得することで正規の入学資格を与える制度の総称である。この「特修生」に着目して、大学通信教育の課程を持つ各大学の募集要項やカリキュラムを比較してみると、名称もさることながら、いくつかの形態があって、正規入学したその後の扱いについてもいくつかのバリエーションがあることがわかった。

そこで本稿では、大学通信教育における各校の「特修生」による入学制度の概説と、その特修生を経て大学に入学した者の法律上の地位について、教育関連法規や高等教育制度のあり方について、検討することにした。

---

<sup>1</sup> 通常、高等教育の制度について述べる場合、根拠となる法律が異なるため、放送大学は「大学通信教育」のカテゴリには含めないが、本稿では放送大学をあえて区別する必要がないため、「大学通信教育」は放送大学を含む総称として論ずる。

## 第2章 「個別の入学資格認定制度」と「特修生制度」の意義

### (1) 学校教育法上の大学入学資格

学校教育法第90条によれば、大学に入学することのできる者は、以下の者である。<sup>2</sup>

- (a) 高等学校卒業生
- (b) 中等教育学校卒業生
- (c) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

そして、同条には「文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者」とあるが、これは学校教育法施行規則第150条により、以下の者が加わる。<sup>3</sup>

- (d) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者
- (e) 文部科学大臣が認めた在外教育施設の当該課程を修了した者
- (f) 専修学校の高等課程修了者
- (g) 文部科学大臣の指定した者
- (h) 高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定試験を含む）に合格した者
- (i) 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた18歳に達した者

昨今、社会問題となっているような中卒・高校中退者が大学へ進学を希望する場合、その大多数が上記のうちの(a)(f)(h)を選択することが多い。また、(i)のように、大学が個別に大学入学資格を認めるケースもあるが稀である。

### (2) 「個別の入学資格認定」の意義

既に(1)で述べた通り、大学入学資格は、学校教育法第90条と学校教育法施行規則第150条に規定されている。このうち、第150条7の「大学において個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達し

---

<sup>2</sup> 牟田博光『変わる社会と大学』（放送大学、1997年）89頁。

<sup>3</sup> この他、これらの条文に明文は無いが高等専門学校3年次を修了した者（cに該当）や、学校教育法第90条第2項に規定された、高校2年次修了から大学への飛び入学なども存在する。

た者」は、学生を受け入れる大学が、自らの裁量で入学希望者を個別に審査し、入学資格<sup>4</sup>の有無を判断するというものである。

この個別の入学資格認定については、多くの国公立大学・私立大学に同種の規定があり、平成20年度東京大学入学者選抜要項<sup>5</sup>などにも記載があった。

### (3) 個別の入学資格認定の具体的事案

四年制大学における個別の入学資格認定の多くは、東京大学のように、学校教育法第1条に規定されていない外国人学校や民族学校の卒業生<sup>6</sup>を入学させるための特別な措置として利用されていることが多い。条文上は、かなり広範な裁量を大学側に認めているように見えるが、実質的な運用をすることを鑑みれば、一般入試を経るのであるから、高等学校卒業程度認定試験に合格した者か、外国人学校や民族学校で一定の学習経験を有する者に限定した方が、個別詳細な審査をする手間が省けるというのが実情であろう。

また、大学の個別の入学資格認定は、職歴や経歴を高等学校卒業と同等と見るか否かについて判断する場合もあるが、いわゆるアルバイトや派遣社員としての職歴や経歴を、どのように評価すべきかについても、判断が難しいものと思われる。

ところで、平成19年3月、最終学歴が「尋常高等小学校卒業」だった男性が、大学卒業を経ずに聖学院大学大学院の修士課程を修了して修士の学位を取得したというニュースが新聞などで報道された。朝日新聞の記事<sup>7</sup>によると、その男性は尋常高等小学校卒業後、警視庁の警察官、副検事、簡易裁判所判事を務めたという経歴・職歴が、大学入学資格はもとより、大学卒業資格である学士を取得した者と同等の評価を受け、大学院修士課程への入学を認められたものである。しかし、このケースは大学の学部ではなく大学院であるし、同氏の職歴を見れば、大学卒業生として大学院の入学資格を得たのは極めて当然の評価といってもよい。

入学を検討している者は、この大学の個別の入学資格認定の限界事例、つまり、入学資

---

<sup>4</sup> この場合、実質的には「受験資格」であろう。

<sup>5</sup> 東京大学『平成20年度東京大学入学者募集要項』5頁。東京大学の場合は、明確に「外国人を対象に教育を行うことを目的にして我が国に設置された教育施設において高等学校に対応する3年に相当する学習歴を有する者又は有する見込みのある者」という記述があった。

<sup>6</sup> この場合の外国人学校・民族学校は、主に朝鮮学校を指す。これらは各種学校であることが多く、高等学校でもなければ専修学校高等課程でもない。

<sup>7</sup> 「84歳の修士学位」朝日新聞平成19年3月18日夕刊。

格を得られる者と得られない者のボーダーラインを知りたいはずである。そのボーダーラインがはっきりしないことも手伝って、この「大学の個別の入学資格認定」という制度は、あまり知られていない。仮に知っていたとしても、大学の広範な自由裁量に振り回されるよりも、むしろ一定のなるべく画一化されたハードルを設定した方が、むしろ志望者に親切ではないかという発想は自然である。おそらく、この発想が大学通信教育における「特修生」なのだと思う。

#### (4) 大学通信教育における「特修生」の意義

「個別の入学資格認定」という大学の広範な自由裁量に、一定の指針を示したのが、大学通信教育における個別の入学資格認定、すなわち「特修生」である。

学校教育法第90条第1項の「文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする」を受けて、学校教育法施行規則第150条7「大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、十八歳に達したもの」に加え、文部事務次官通達（昭和56年10月29日）14「通信教育において聴講生として相当程度の授業科目を履修した者について、当該通信教育を行う大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる場合には、学校教育法施行規則第69条第7号<sup>8</sup>の規定により、大学の入学資格があるものと認められること。この場合において、相当程度の授業科目を履修した者とは、人文、社会、自然の三分野にわたって16単位相当以上の授業科目を履修した者とするのが適当であること。」という三段構えの条文が根拠となる。

つまり、個別の入学資格認定の一つの基準として、「大学通信教育の科目等履修生になる」とこと、「所定の分野に渡って16単位を修得する」ことがハードルとして明示されたことになる。

ところで、本稿のタイトルや、あちこちに記述している「特修生」という言葉は、教育関係の用語でもなければ法律用語でもない。この文部事務次官通達を根拠とする大学通信教育に特有の入学制度の一般名称で、おそらくどこかの大学通信教育が必要に迫られて名付けたものと思われる。したがって、この「特修生」という名称を使っている、次章で掲げるサイバー大学のように、必ずしもこの制度のことを指す訳ではない。しかし、大学通信教育でこの制度を有する大学の多くが「特修生」という名称を用いていることや、他

---

<sup>8</sup> 現行法では学校教育法施行規則第150条7

に代わる言葉も特に無いことから、本稿では「特修生」を用いる。

### 第3章 「特修生制度」を有する大学通信教育

平成20年3月現在、四年制の大学通信教育は以下の40校である。このうち、本稿でいう「特修生制度」を有する大学は、以下の通りとなった。

	制 度	年 齢	修業 年限	単 位	「特修生」に該当する名称／備考
北海道情報大学	○	18	1年	18	特修生。
東北福祉大学	-				
東京福祉大学	○	18	6ヶ月	16	特修生。
人間総合科学大学	○	18	1年	16	科目等履修生。
聖徳大学	-				
帝京平成大学	○	18	1年	16	特修生。
慶應義塾大学	-				
創価大学	○	17	1年	17	正科課程入学資格取得コース。
玉川大学	-				
中央大学	-				
東洋大学	○	18	1年	16	特修生。
日本大学	-				
日本女子大学	-				
法政大学	-				
明星大学	○	18	1年	20	特修生。「明星大学入学資格認定試験」を受験するコース。
産業能率大学	○	15	6ヶ月	20	入学資格取得生。正科生入学後、卒業せずに退学すると、単位は中退扱いにはならない。(認定されない)
愛知産業大学	○	17	1年	18	特修生。
日本福祉大学	○	18	1年	16	特修生。
京都造形芸術大学	○	30	1年	16	特修生。平成19年度より対象年齢を30歳以上に引き上げ。

佛教大学	○	18	1年	18	本学入学資格コース。
大阪学院大学	○	18	1年	16	正科生転科課程。
大阪芸術大学	○	18	1年	16	特修生。
近畿大学	○	18	1年	14	特修生、入学資格認定コース。正科生入学時に修得単位は卒業単位として算入されない。
第一福祉大学	-				
九州保健福祉大学	○	18	1年	16	特別履修生。
武蔵野大学	-				
武蔵野美術大学	○	18	1年	16	科目等履修生(特修生)。
早稲田大学	-				
中部学院大学	○	18	1年	16	特修生。
倉敷芸術科学大学	-				
星槎大学	○	15	1年	16	特修生。
八洲学園大学	○	15	6ヶ月	16	特修生。
奈良大学	-				
神戸親和女子大学	-				
東京未来大学	-				
帝京大学	-				
放送大学	○	15	6ヶ月	16	選科履修生または科目履修生。
LEC 東京リーガルマインド大学	-				
環太平洋大学	○	-	6ヶ月	20	入学資格取得生。年齢制限の下限は特に無いが、実質的には16歳以上。
サイバー大学	-				「特修生」という名の学生区分はあるが、入学資格は得られない。

※「年齢」は特修生として入学できる下限。「修業年限」は正科生として入学できる最短の期間。「単位」は正科生として入学するために求められる下限の単位数である。本表は平成19年7月現在の入学要項・各校ホームページ・電話聞き取り調査をまとめたものである。

## (1) 特修生制度における各大学の共通点と相違点

特修生制度を有する大学通信教育を比較すると、科目等履修生としての機能を持つ学生区分に在学して一定の単位数を修得するという意味では全てが共通する。

その多くが1年程度の修業年限で、教養科目のうちの3分野に渡って16単位以上を修得すれば入学が許可されるというイメージである。北海道情報大学のように18単位、明星大学や産業能率大学は20単位という、子細な違いは見られるものの、大筋で共通する。

特修生として修得した単位は正科生として入学した後も、卒業に必要な既修得単位として認められるが、近畿大学に関してのみ、特修生は別個の課程として存在するために既修得単位としての認定は無い。

## (2) 調査の課程で行った他大学への編入の可否について

本表を作成するにあたって、電話で問い合わせした大学のうち、好意的な回答を得られた大学について、「特修生で入学した者が、A大学に1年間在学して30単位を修得して中退した場合、貴学に2年次編入が可能か否か」という問いを投げかけてみた。

この問いは、文部事務次官通達（昭和56年10月29日）にある「大学入学資格の認定は、各大学の判断により行うものであって、認定を行った大学にのみその効力が及ぶ」という文言、つまり「特修生は正科生としての入学が認められた以外の大学には入れない」という規定がどこまで及ぶかについて問うたものである。

その結果、放送大学、日本福祉大学、八洲学園大学の3校については、「他大学における特修生による正科生入学者であったとしても、所定の要件<sup>9</sup>を満たしている以上、2年次編入は当然に認める」という正式回答をいただくことができた。<sup>10</sup>

---

<sup>9</sup> 例えば「正規の課程で1年以上在学し、30単位以上修得した」等。

<sup>10</sup> この3大学以外にも同様の問い合わせを行ったが、問い合わせにきちんと対応できない職員も多く、また筆者の時間的な問題もあって、全てについて調査することはできなかった。



## 第4章 「特修生」を経て大学通信教育を卒業した者の「大学入学資格性」

前章まで、高等学校卒業や高等学校卒業程度認定試験合格を経ずに、特修生という制度を経て大学通信教育の正規の課程に入学する方法やその実態について述べてきたが、本章ではその特修生を経て大学通信教育を卒業し、学士を取得した者は、果たして「大学入学資格」を持つのか否か、すなわち「特修生からの入学履歴は高等学校卒業資格と同等なのか否か」について論じてみたい。

### (1) 特修生を経て大学通信教育を卒業した者が「高等学校卒業と同等」とする根拠

#### (a) 「正規の課程」説

既に述べたように、特修生制度を経て所定の単位を修得すれば、大学通信教育の「正科生」または「正規の課程」に入学することができる。特修生制度を有するほとんどの大学通信教育の入試要項や、これらの大学の情報を扱った関連書籍では「正式な課程に入学できる」と述べている。<sup>11</sup>

「正科生」とか「正規の課程」とか「正式に入学」と述べている以上、特修生であろうと、高等学校卒業であろうと、文脈上の解釈は同じ大学の同じ課程に入学できるということだから、特修生と高等学校卒業は「同一」の効果を有することになり、どちらも等しく正規の大学へ正式に入学できたということである。つまり、正規の大学に正式に入学できたのだから、当然に「大学入学資格は有する」と解釈するのが当然であると思われる。

#### (b) 「大は小を兼ねる」説

わが国の教育は、初等教育・中等教育・高等教育の3段階に分かれており、基本的には高等教育は中等教育の上に、中等教育は初等教育の上に成り立っていることになる。高等学校は中等教育、大学は高等教育にそれぞれ分類されており、上位である大学を卒業した者は、「大は小を兼ねる」の如く、中等教育の課程を修了したことになるはずである。<sup>12</sup>

---

<sup>11</sup> 安井美鈴『大学へのもう一つの道—社会人入学編』(創元社、1997年)58頁。嶋田誉之『通信制大学短大超トクする活用法』(エール出版社、2000年)46頁。『2008年度出願手続要項』(日本福祉大学、2007年)5頁。

<sup>12</sup> わが国の陸上自衛隊には、普通自動車の運転免許を持たない者が、いきなり大型自動車の免許を取得することができるシステムを有しているという。この場合、大型自動車の免

同様に、他大学の大学2年次ないし3年次に編入できるだけの大学在学経験や所定の単位数を有している者は、「大学に編入できる資格を有している」ことになる。つまり、編入できる資格は、1年次に入学できる資格と同等以上と考えるべきであろう。

(c) 「条文の文理解釈」説

学校教育法第90条によれば、「大学に入学することのできる者」として、「高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする」と挙げている。この文部科学大臣の定めるところとして、学校教育法施行規則第150条に「学校教育法第90条第1項の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする」として、専修学校高等課程の修了者などと併記して「大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの」とある。

つまり、個別の入学資格審査の入学は、専修学校高等課程と併記してあるのだから同格で、大学入学資格ととらえるのが妥当である。

(2) 特修生による大学入学の事実を「大学入学資格として認められない」とする根拠

筆者は、2007年に上梓した拙著『中卒・中退・不登校誰でもイキナリ大学生』<sup>13</sup>を執筆中、特修生が正規に大学へ入学した事実をもって高等学校卒業と同一になるか否かについて、理解するのに困難を究めた。実は、特修生による大学入学者が卒業せずに中退しても、民間企業の就職試験の学歴規定「高卒以上」を満たすことが多いため、当初は当然に大学入学資格性は十分あると思われた。

しかし、他の資格試験等で、この個別の入学資格認定による大学入学経験は、大学入学資格とはみなさないとするケースが出てきたので、反対説を述べてみる。

(a) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師国家試験受験資格

---

許を有していれば、普通自動車も運転できる。「上位の免許を取得した者は下位の免許も含有する」という事例である。

<sup>13</sup> 松本・趙・ぼうご『中卒・中退・不登校誰でもイキナリ大学生 一放送大学／通信制大学“特修生制度”活用法』(オクムラ書店、2007年)

友人で拙著『中卒・中退・不登校誰でもイキナリ大学生』の共著者である趙倅來（ちょうへんれ・専門学校講師）氏の経験によると、これらの国家試験を受験する際に必ず大学入学資格が必要となるため、同氏は当時の大学入学資格検定試験を受験する必要に迫られたという。あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第2条によると、「免許は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定により大学に入学することのできる者で、3年以上、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の認定した学校又は厚生労働大臣の認定した養成施設において解剖学、生理学、病理学、衛生学その他あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師となるのに必要な知識及び技能を修得したものであつて、厚生労働大臣の行うあん摩マッサージ指圧師試験、はり師試験又はきゆう師試験に合格した者に対して、厚生労働大臣が、これを与える。」とある。

学校教育法第90条・同施行規則第150条を文理解釈すると、特修生による大学入学をもって有資格者としても良さそうな印象はあるが、あん摩マッサージ指圧師・鍼灸師の国家試験受験資格として、実務上認められていないのなら、特修生の大学入学に大学入学資格としての価値は無いことになる。

#### （b）民法の成年擬制制度との比較

民法には、未成年者が婚姻すると、「成年擬制」といって、成年に達した者として扱われる特別な措置がある。（753条）

しかしこの成年擬制によって認められるのは、原則として民法上の「成年」、つまり、法律行為を単独で行うことができるという機能だけで、飲酒・喫煙・選挙権などには及ばない。

つまり、時と場合によっては成年としては認められない場合もあり得るため、特修生においても大学入学資格を認められる範囲は限定されると解釈できなくもない。

#### （c）大学評価・学位授与機構の規定

大学評価・学位授与機構は、基礎資格取得者が大学などで一定の単位を修得して積み上げ、単位数や学修成果や試験など、所定の要件を満たすことで、当該専攻分野の学士を授与するという制度を有している。この制度における「基礎資格」には、短大卒業者、高等専門学校卒業者、専門学校修了者、大学在学歴のある者などがあるが、このうち専門学校

修了者のみ、申請時に大学入学資格を証明する書類を添付しなければならないとしている。これは、専門学校修了者が、必ずしも大学入学資格を有しているとは限らないこと<sup>14</sup>を想定しているからである。

そのため、『新しい学士への途』には、明確に「専門学校修了後、大学に編入して卒業していても、高等学校の卒業証明書は必要である」<sup>15</sup>との記載がある。つまり、専門学校修了を基礎資格にして学士を申請する場合、別の大学を卒業した事実を示しても、大学評価・学位授与機構としては、大学入学資格を当然に認めることはできないから、高等学校卒業や高等学校卒業程度認定試験などの証明書類を別に要求するのである。

---

<sup>14</sup> 現行制度では、准看護師は中学校を卒業しただけの者でも取得が可能で、准看護師資格を有していれば、進学コースの入学資格として認めるとする専門学校も存在する。

<sup>15</sup> 『新しい学士への途平成20年度版』（大学評価・学位授与機構、2008年）117頁。

## 第5章 私見と結語

第4章で述べたように、大学評価・学位授与機構は、学位を授与する機関であると共に、わが国の大学のあり方を第三者的にとらえ、評価・研究する機能も有している。当初、特修生の大学入学を大学入学資格として認めないのは、あん摩マッサージ指圧師・鍼灸師業界にのみ見られる悪しき慣習ととらえていた筆者であるが、研究機関たる大学評価・学位授与機構が、自ら「専門学校修了者は、大学を卒業していても大学入学資格は別途必要」としていることから、特修生の大学入学の「大学入学資格性」は乏しいと考えるのが妥当と思われる。

しかし、筆者が述べてきたように、経緯はどうあれ、大学に正規に入学し、卒業した者が「学校教育法第90条の大学入学資格を有しているわけではない」という評価を受けるというのは、どこことなくおかしい。

また、例えば中卒で准看護師となり、看護専門学校の進学コースを修了した者が、別に放送大学を卒業していた場合、学士（看護学）を取得しようと思ったら、高等学校に通うか、高等学校卒業程度認定試験に合格するなどして大学入学資格を手に入れなければならない。しかし、その同じ人物が、放送大学の在学歴を基礎資格（第3区分）として、今度は学士（経営学）を取得しようとするなら、今度は大学入学資格の有無は問われないのである。

同じ人物が、同じ学歴を使って学位を申請するのに、基礎資格の違いだけで別に大学入学資格が必要となるというのも、大きな違和感を覚えるのである。

ところで、昨年、不登校児童・生徒は12万人を超えたという報道があった。<sup>16</sup>今後、大学通信教育の特修生制度は、こうした不登校児童・生徒の受け入れ先となる可能性が大きいが、「せっかく努力して大学を卒業したのに、実は高卒資格は別に必要」という不利益を受ける者が出てくることになる。

現在、少子高齢化が進み、18歳人口が減少しているため、大学は様々な趣向を凝らして学生を集めている。<sup>17</sup>大学通信教育における特修生制度は、1971年から始まったものだから、教育行政の場当たりの少子化対策ではなからう。しかし、筆者が抱いたこの「正規の大学に入学したのに大学入学資格は無い」という矛盾は、制度利用にとって、ポ

---

<sup>16</sup> 東京新聞「不登校12万6000人5年ぶり増加」（2007年8月10日朝刊）1面。

<sup>17</sup> 館昭・岩永雅也『岐路に立つ大学』（放送大学、2004年）167頁。

ディブローのように効いてくる問題点ではないかと考える。

実際のところ、昨今は通信制高校や高等学校卒業程度認定試験といった救済措置的な大学入学資格取得法があるし、サポート校を利用すれば、かなり楽に大学入学資格にたどり着くことが可能である。したがって、こうしたねじれ現象の是正は急務ではない。しかし、教育システムの中に、いつまでもねじれた状態の制度があるのは決して良いことではないので、今後の改善・改革によって是正されていくべきものとする。

以上

## 参考文献

館昭『現代学校論』（放送大学、1995年）

安井美鈴『大学へのもう一つの道【社会人入学編】』（創元社、1997年）

牟田博光『変わる社会と大学』（放送大学、1997年）

嶋田誉之『通信制大学・短大超トクする活用法』（エール出版社、2000年）

館昭・岩永雅也『岐路に立つ大学』（放送大学、2004年）

拙著『短大・専門学校卒ナースが簡単に看護大学卒になれる本 ―総予算20万円で学士に！大学評価・学位授与機構活用法』（エール出版社、2006年）

拙著『中卒・中退・不登校誰でもイキナリ大学生 ―放送大学／通信制大学“特修生制度”活用法』（オクムラ書店、2007年）

『新しい学士への途』（大学評価・学位授与機構、2008年）